



総政審第38号
平成29年2月13日

厚生労働大臣 殿

総務大臣



基幹統計調査の承認について（通知）

平成28年10月27日付け厚生労働省発政統1027第2号で申請された下記調査の変更について、承認します。

なお、調査票情報の保存期間の変更については承認時から、報告を求めるために用いる方法の変更については平成29年4月から、それ以外の変更については平成30年1月分の調査から適用します。

記

毎月勤労統計調査